

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定書（医療措置協定）（案）

福岡県知事（以下「甲」という。）と【A. 訪問看護事業所名称】の管理者（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定に基づく医療措置の内容は、2019年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を想定している。実際に発生及びまん延した新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新興感染症」という。）が、本協定の前提・内容（事前の想定）と大きく異なる事態となった場合は、国がその対応について判断することとされており、この場合には必要に応じて本協定の内容を見直すこととする。

（目的）

第1条 この協定は、新興感染症に係る発生等の公表が行われたときから新興感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新興感染症発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずることができるよう、甲が新興感染症の医療提供体制を平時（新興感染症の発生前）から確保することを目的とする。

（医療措置実施の要請）

第2条 甲は、新興感染症発生等公表期間において、地域の感染症医療提供体制等を勘案し、必要があると認めるときは、乙に対し、次条に定める医療措置を講ずるよう要請するものとする。

（医療措置の内容）

第3条 乙は、前条の規定による甲からの要請に基づき、自宅療養者等への医療の提供及び健康観察に係る医療措置を講ずるものとする。

対応時期 （目途）	流行初期期間経過後 （新興感染症に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）
対応の内容	訪問看護 ※ 対応可能な対象者 かかりつけ患者 【B. かかりつけ患者以外の患者】 【C. 高齢者施設入所者】 【D. 障がい者施設入所者】 ※ 健康観察の対応可否 【E. 健康観察対応可能 又は 健康観察対応不能】

（個人防護具の備蓄：任意項目）

第4条 新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、個人防護具は次のとおり乙が備蓄に努めることとする。

	品目	乙における備蓄
対応可否：【可否】	サージカルマスク	【F】ヶ月分（【G】枚）
	N95マスク又はDS2マスク	【H】ヶ月分（【I】枚）
	アイソレーションガウン （プラスチックガウンも含む）	【J】ヶ月分（【K】枚）
	フェイスシールド又は 必要人数1日分の再利用可能な ゴーグル	備蓄品目：【L】 ※ フェイスシールドの備蓄量 ：【M】ヶ月分（【N】枚）
	非滅菌手袋	【O】ヶ月分（【P】双）

（平時における準備）

第5条 乙は、第3条の措置を迅速かつ適確に講ずるため、平時（新興感染症の発生前）において、年1回以上、次に掲げる準備を行うよう努めるものとする。

一 本協定の措置の実施に関わることが見込まれる従事者等に必要な研修及び訓練を受講させること。

※ 「研修及び訓練」の例 (1)乙の医療機関において実施するもの

(2)その他、外部の機関が実施するもの

二 措置を講ずるに当たっての乙の訪問看護事業所における対応の流れを点検すること。

(措置に要する費用の負担)

第6条 前3条に基づく措置に要する費用については、福岡県の予算の範囲内において、甲が乙に補助を行うものとする。なお、その詳細については、新興感染症が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

2 前条に基づく措置に要する費用については、乙が負担する。なお、甲は、国において新興感染症が発生した際にその感染症の性状に合わせて検討される費用に関する補助等が創設された場合は、乙に対して、それに基づき補助等を検討する。

(新興感染症に関する最新の知見についての情報提供等)

第7条 甲は、国から新興感染症に関する対応方法を含めた最新の知見について情報を得た場合は、速やかに乙へ情報提供するものとする。

2 乙は、前項の情報も踏まえ、甲からの第2条の要請に備えて、必要な準備を行うものとする。

3 新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが事前の想定とは大きく異なる事態の場合として、国においてその判断が行われた場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

(協定の有効期間及び変更)

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第3条に定める医療措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

(協定の措置を講じていないと認められる場合の措置)

第9条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第3条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

※「正当な理由」の例 (1)医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している
(2)ウイルス性状等が事前想定と大きく異なり、患者一人に要する人員が異なる
(3)感染症以外の自然災害等により、人員や設備が不足している

(協定の実施状況等の報告)

第10条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該訪問看護事業所の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告するものとする。この場合において、電磁的方法(G-MIS)により報告を行うよう努める。

(疑義等の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定は甲乙双方の合意によって成立するものとする。

令和 年 月 日

甲 福岡県知事：服部 誠太郎

乙 訪問看護事業所名称：

訪問看護事業所所在地：

管理者氏名：

保険医療機関番号：

G-MISID：